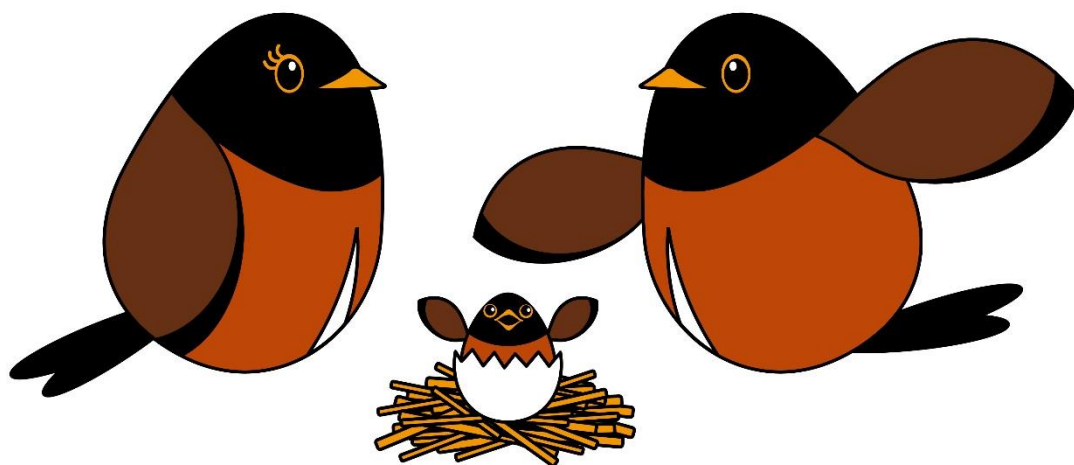


はちじょう

子育てガイド

みんなで子育て島育て



この子育てガイドは、「みんなで子育て島育て」を合言葉に中学校卒業までを応援する子育てサポート情報をできるだけ分かりやすく伝えたいと作成したものです。

このまちでの子育てにぜひお役立てください。

八丈町

もくじ

1 妊娠がわかったら

- (1) 妊娠がわかったら行う手続きは???
- (2) 妊娠がわかったら、どんなサービスを受けられるの???
 - ①両親学級
 - ②妊婦健康診査、超音波検査
 - ③妊婦訪問
 - ④妊婦相談
 - ⑤妊娠高血圧症候群等医療費助成
 - ⑥不妊・不育ホットライン
 - ⑦特定不妊治療助成

2 赤ちゃんが生まれたら

- (1) 赤ちゃんが生まれたら行う主な手続きは???
 - ①出生届
 - ②健康保険への加入
 - ③出産育児一時金
 - ④出生通知票
- (2) 出産祝金ってなんだろう???
- (3) 新生児訪問ってなに???

3 子どもの健診

- (1) 子どもの健診にはどんなものがあるの???
 - ①3~4 か月児・産婦健康診査
 - ②6~7 か月児健康診査、9~10 か月児健康診査
 - ③1 歳 6 か月児健康診査
 - ④3 歳児健康診査
 - ⑤5 歳児健康診査・すこやか講演会
 - ⑥歯科健康診査
- (2) 子どもの健康相談
 - ①すくすく相談
 - ②心理相談

(3) 子どもの食育

- ①もぐもぐ離乳食
- ②こどものごはん・おやつ教室
- ③キッズ（親子）クッキング

4 子どもの予防接種

- (1) 定期予防接種
- (2) 任意予防接種

5 子どもの医療費など

- (1) 子ども医療費助成や子育て費用の助成にはどのようなものがあるの???

★医療費助成★

- ①子ども医療費助成（乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成）
- ②難病医療費助成
- ③小児慢性疾患の医療費助成
- ④小児精神障害者入院医療費助成
- ⑤自立支援医療（精神通院医療）
- ⑥大気汚染による疾病の医療費助成
- ⑦自立支援医療（育成医療）
- ⑧未熟児養育医療

★手当★

児童手当

★ひとり親家庭の方への支援★

- ①児童育成手当
- ②児童扶養手当
- ③ひとり親家庭等医療費助成

★障害のあるお子さんへの支援★

- ①特別児童扶養手当
- ②障害児福祉手当
- ③重度心身障害者手当
- ④児童育成手当（障害手当）

6 お子さんを預けたいとき

- (1) 町立保育園
- (2) 一時的な預かり

- ①一時保育
- ②一時預かり事業
- ③ファミリーサポート事業

7 子ども家庭支援センター

- (1) 交流ひろば
- (2) 一時預かり事業／ファミリーサポート事業
- (3) 育児・児童相談

8 お子さんの就学

- (1) 小・中学校一覧
- (2) 小学校入学までの流れ
- (3) 中学校入学までの流れ
- (4) 就学援助制度
- (5) 就学相談
- (6) 指定校変更

9 八丈町放課後子どもプラン

- (1) がじゅまる広場
- (2) とびっこクラブ

10 遊ぼう、楽しもう

- (1) 公園
- (2) コミュニティセンター
- (3) 図書館
- (4) 南原スポーツ公園
- (5) 園庭開放

11 連絡先

1 妊娠がわかったら



(1) 妊娠がわかったら行う手続きは???

妊娠届・母子健康手帳の交付申請

【届 出 場 所】 福祉健康課保健係

【必 要 書 類】 ①妊娠証明書

②印鑑

【お 問 合 せ 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

(2) 妊娠がわかったら、どんなサービスを受けられるの???

①両親学級（1クール4回制）

安心してお産がむかえられるように、産科医、小児科医、助産師等を講師に両親学級を開催します。

【申 込 場 所】 福祉健康課保健係

【対 象】 これからお産をむかえる妊婦とそのパートナー

【申 込 方 法】 事前申込（来庁されるか電話での申込）

【実 施 回 数】 年3回（実施時期についてはお問合せください。）

【そ の 他】 参加される際は、母子健康手帳をお持ちください。

その他の持ち物についてはお問合せください。

【お 問 合 せ 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

②妊婦健康診査、超音波検査

疾病などに関する予防措置として、身体の異常の有無を早期発見し、適切な指導をするための健康診査を都内の委託医療機関で実施しています。

【対 象】 妊婦の方

【そ の 他】 母子手帳・受診券をお持ちください。

また、都外での健診を希望される方はご連絡ください。

【お 問 合 せ 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

町立八丈病院（産婦人科） TEL 04996-2-1188

③妊婦訪問

妊婦の方のご自宅に保健師等が訪問します。

【申 込 場 所】 福祉健康課保健係

【対 象】 妊娠中の方で体調や育児などに不安のある方や訪問希望のある方

【お問 合 せ 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

④妊婦相談

【対 象】 妊婦とその家族

【相 談 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

子ども家庭支援センター TEL 04996-2-4300

町立八丈病院（産婦人科） TEL 04996-2-1188

⑤妊娠高血圧症候群等医療費助成

【対 象】 妊娠高血圧症候群等で医療機関に入院して、治療を受ける必要のある妊産婦の方。

一定の所得制限等がありますので、詳細はお問合せください。

【お問 合 せ 先】 島しょ保健所八丈出張所 TEL 04996-2-1291

⑥不妊・不育ホットライン

不妊、不育に悩む夫婦に対して、専門のカウンセラーが相談を行っています。

【相 談 日】 毎週火曜日 午前 10 時～午後 4 時まで（祝日、年末年始を除く）

【お問 合 せ 先】 TEL 03-3235-7455

⑦特定不妊治療助成

【対 象】 特定不妊治療以外では、妊娠の見込みがないと医師に診断された法律上婚姻している夫婦

【注 意 事 項】 所得制限や治療医療機関に指定があります。

【お問 合 せ 先】 東京都母子医療助成係 TEL 03-5321-1111（代表）

2 赤ちゃんが生まれたら



(1) 赤ちゃんが生まれたら行う主な手続きは???

① 出生届

【届出場所】 住民課住民係

【届出期間】 生まれた日から 14 日以内（国外で生まれたときは 3 か月以内）

【届出地】 ①父母の本籍地
②届出人の住所地
③子の出生地

【届出人】 ①父または母、もしくは父母
②同居人
③出産に立ち会った医師
④助産師

※届出人は原則として①にあたる方です。届出人が署名押印後に、届書を親族、その他の方が持参することは可能です。

【必要書類】 ①出生届（出生証明書）
②母子健康手帳
③届出人の印鑑

【お問合せ先】 住民課住民係 TEL 04996-2-1123

② 健康保険への加入（八丈町の国民健康保険に加入の方）

【手続き場所】 住民課医療年金係（※）

※出生届と同時に保険証を発行する際は、住民課住民係が交付します。

【申請期間】 生まれた日から 14 日以内

【その他】 国保組合や社会保険などに加入の方は、加入している健康保険の窓口にお問合せください。

【お問合せ先】 住民課医療年金係 TEL 04996-2-1123

③ 出産育児一時金

八丈町国民健康保険の被保険者が出産された場合、出産育児一時金を 42 万円支給します。出産後、出産育児一時金についての通知文がご自宅に届きます。原則として出産育児一時金が病院等に直接支払われる仕組み（直接支払制度）になります。ただし、産科医療保障制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。

【手続き場所】 住民課医療年金係

【必要書類】 ① 出産（分娩）費用明細書

② 世帯主の印鑑

③ 世帯主名義の金融機関口座番号

【その他】 出産費用が 42 万円未満の場合に手続きが必要になります。

出産費用が 42 万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などにお支払ください。その他詳細についてはお問合せください。

【お問合せ先】 住民課医療年金係 TEL 04996-2-1123

④ 出生通知票（「母と子の保健バッグ」に同封しているはがき）

【手続き場所】 福祉健康課保健係または送付

【お問合せ先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

(2) 出産祝金ってなんだろう???

出生日を基準に八丈町に 1 年以上継続して居住し、住民票のある出産されたお母さんへお祝い金を支給します。

【手続き場所】 福祉健康課厚生係

【申請期間】 生まれた日から 3 か月以内

【必要書類】 ① 住民票（世帯全員のもの）

② 申請者の印鑑

③ 出生届受理証明書

※ 出生届を提出した区市町村でしか証明されませんのでご注意ください。

【その他】 出生日において、支給対象を満たしていない場合は、1 年を経過した日から 3 か月以内であれば申請が可能です。

通知文は郵送されませんので、お忘れにならないようお願いいたします。

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

(3) 新生児訪問ってなに???

出産後、自宅に戻られてから生後 1 か月以内に保健師等が、赤ちゃん（体重測定を実施します）やお母さんの様子を伺いに訪問します。今後の健診や予防接種の情報もお知らせします。（里帰り出産をされた方はご相談ください。）

出生通知票を受理してから訪問しますので、忘れずに出生通知票を提出してください。

【お問合せ先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

3 子どもの健診など



(1) 子どもの健診にはどんなものがあるの???

①3～4 か月児・産婦健康診査

- 【対 象】 3～4 か月児とその産婦
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②問診票（事前に送付します。）
【健 診 会 場】 八丈町保健福祉センター

②6～7 か月児健康診査、9～10 ヶ月児健康診査

- 【対 象】 6～7 か月児、9～10 か月児
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②受診票（3～4 か月児健診時に配布）
③町立病院診察券
④健康保険証
【健 診 会 場】 町立八丈病院（都内委託医療機関でも健診は可能）
【健 診 日 時】 毎週水曜日 13 時 15 分～14 時受付
【そ の 他】 通知文が郵送されませんので個別に病院で受診してください。

③1 歳 6 か月児健康診査

- 【対 象】 1 歳 6 ヶ月児
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②問診票
③いつも使用しているお子さんの歯ブラシ
【健 診 会 場】 八丈町保健福祉センター
【そ の 他】 歯科健診も同時に行います。

④3 歳児健康診査

- 【対 象】 3 歳児
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②問診票
③いつも使用しているお子さんの歯ブラシ
④採尿した尿（事前に容器を送付します。）
⑤目と耳のアンケート（事前に送付します。）

【健 診 会 場】 八丈町保健福祉センター
【そ の 他】 歯科健診も同時に行います。

⑤5歳児健康診査・すこやか講演会

午前中に健康診査、午後からは就学前児の保護者の方を対象にすこやか講演会を開催します。講演者は臨床心理士、小児科医、小学校関係者の予定です。また、個別相談も行っています。

【対 象】 5歳児
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②問診票
【健 診 会 場】 八丈町保健福祉センター

⑥歯科健康診査

【対 象】 1歳児、2歳児、4歳児
【必要なもの】 ①母子健康手帳
②問診票（事前に送付します。）
③いつも使用しているお子さんの歯ブラシ
【健 診 会 場】 八丈町保健福祉センター

※八丈町保健福祉センターで実施する健診は、実施時期、必要なものなどを記載した通知文を郵送します。病院で受けていただく健診は、個別に受診していただくため通知文が郵送されませんので、お子さまの対象年齢内で健診を受診していただくようお願いいたします。

※未就学児のいる世帯で転入された方は、前自治体での健診や予防接種などの状況を確認したうえで、八丈町でのサービスについてお知らせしますのでお問合せください。

【お 問 合 せ 先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

(2) 子どもの健康相談

①すくすく相談

日頃の子育ての中から出てくる疑問や心配事など、助産師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による相談の場となっています。

【相談日】 毎月1回（広報やホームページでお知らせします。）

【対象】 未就学児

【必要なもの】 母子健康手帳

【会場】 八丈町保健福祉センター

②心理相談

未就学児を対象にした個別相談です。

言葉が遅い、落ち着きがない、身体の動きがぎこちない、癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

【相談日】 毎月1回（広報やホームページでお知らせします。）

【対象】 未就学児

【必要なもの】 母子健康手帳

【会場】 保健福祉センター

(3) 子どもの食育

①もぐもぐ離乳食

お子さまに時期に合った離乳食を調理、試食を行います。

【開催日】 年3回（広報やホームページでお知らせします。）

【対象】 7～11か月児とその保護者

【必要なもの】 母子健康手帳、エプロン

【会場】 保健福祉センター

②こどものごはん・おやつ教室

親子で一緒にできる簡単手作りごはん・おやつの調理、試食を行います。

【開催日】 ごはん教室年2回、おやつ教室年1回
（広報やホームページでお知らせします。）

【対象】 未就学児とその保護者

【必要なもの】 母子健康手帳、エプロン

【会場】 八丈町保健福祉センター

③キッズ（親子）クッキング

親子で食育を楽しむ機会を作って一緒に調理、試食を行います。

- 【開催日】 年1回（広報やホームページでお知らせします。）
- 【対象】 小学生とその保護者
- 【必要なもの】 母子健康手帳、エプロン、三角巾、手拭きタオル
- 【会場】 八丈町保健福祉センター

※子どもの健康相談、子どもの食育は事前に電話予約が必要です。

参加希望の際は、必ずお問合せください。

【お問合せ先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

4 子どもの予防接種



(1) 定期予防接種（接種費用が無料）

- ①BCG（結核予防）
- ②ヒブ
- ③小児用肺炎球菌
- ④四種混合（百日ぜき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）
- ⑤麻しん、風しん
- ⑥水痘（みずぼうそう）
- ⑦日本脳炎
- ⑧二種混合（ジフテリア・破傷風）
- ⑨子宮頸がん

【その他】 八丈町では1歳までの予防接種（上記①～④）については個別の予防接種スケジュールを作成し、必要書類とともにお渡ししています。1歳以降の予防接種（②～④の追加接種、⑤～⑨）については、予防接種ごとに個別に通知します。

【お問合せ先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

(2) 任意予防接種（接種費用が個人負担）

- ①ロタ
- ②B型肝炎
- ③おたふく
- ④季節性インフルエンザ など

【お問合せ先】 町立八丈病院 TEL 04996-2-1188

5 子どもの医療費助成など



(1) こどもの医療費助成や子育て費用の助成にはどのようなものがあるの???

★医療費の助成★

①子ども医療費助成（乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成）

中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）のお子さんが健康保険証を使って医療機関にかかった場合、健康保険の自己負担分を助成します。

一定の所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課厚生係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証

※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合でも申請時から有効になりますので、14日以内に提出をしてください。

②申請者の印鑑

③所得証明書

※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

②難病医療費助成

指定難病と診断された場合、認定された特定疾病にかかる医療費、薬代の自己負担分の一部を助成します。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①世帯全員の保険証

②世帯全員の住民票

③申請者の印鑑

④所得証明書

※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

【その他】 必要書類①～②は省略できる場合があります。

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

③小児慢性疾患の医療費助成

18歳未満で認定された特定疾病にかかる医療費、薬代の自己負担分の一部を助成します。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①世帯全員の保険証

②申請者の印鑑

③所得証明書

④世帯全員の住民票

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

④小児精神障害者入院医療費助成

18歳未満で対象となる精神疾患で入院治療にかかる医療費、薬代の自己負担分を助成します。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証

※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。

②申請者の印鑑

③世帯全員の住民票

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

⑤自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患で通院治療を受けている方の医療費、薬代の自己負担分を軽減します。
(患者負担原則1割、ただし所得により自己負担がない場合もあります。)

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証

※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。

②申請者の印鑑

③所得証明書

※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

⑥大気汚染による疾病の医療費助成

気管支ぜん息など大気汚染の影響による疾病にかかる医療費のうち、健康保険を適用した後の自己負担分を助成します。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証

※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。

②申請者の印鑑

③世帯全員の住民票

【その他】 18歳未満対象

⇒気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

⑦自立支援医療（育成医療）

手術により回復が見込まれる機能障害を有する方の医療費の一部を給付します。一定の所得制限等がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【申請期間】 住民となった日から14日以内

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証

※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。

②申請者の印鑑

③所得証明書

※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

⑧未熟児養育医療

指定医療機関の医師が入院養育を認めた出生時2,000g以下等の乳児の保護者に対し、費用を助成します。

- 【手続き場所】 福祉健康課保健係
- 【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証
※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。
- ②申請者の印鑑
- ③所得証明書
※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。
- 【注意事項】 申請の際には子ども医療費助成の手続きを必ず行ってください。
- 【お問合せ先】 福祉健康課保健係 TEL 04996-2-5570

★手当★

児童手当

中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）の児童を養育している方に支給します。

- 【手続き場所】 福祉健康課厚生係
- 【申請期間】 八丈町の住民となった日から15日以内
- 【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証
※申請時に生まれたお子さんの保険証がない場合は、後日お持ちください。
- ②申請者の印鑑
- ③所得証明書
※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。
- ④申請者名義の口座番号（児童手当の振込先）
- 【支給月】 6月、10月、2月の年3回
- 【その他】 公務員の方は、職場での申請となりますのでご注意ください。
- 【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

★ひとり親家庭の方への支援★

①児童育成手当

離婚、死亡などにより父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）の児童や父親または母親に重度の障害がある児童（18歳未満の年度末まで）を養育している方が対象です。

一定の所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

- 【手続き場所】 福祉健康課厚生係
- 【助成対象】 ①父または母が死亡
②父または母が重度の障害の状態（身体障害者手帳 1、2 級程度）
③父母が離婚
④婚姻によらないでの出生 など
- 【必要書類】 ①支給要件児童の属する世帯全員の住民票
②申請者及び支給要件児童の全部事項証明書（個人事項証明書）
③所得証明書
※その年の 1 月 1 日に住所が八丈町にない方のみ必要です。
④申請者名義の口座番号（児童育成手当の振込先）
⑤支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書
- 【支給月】 6 月、10 月、2 月の年 3 回
- 【その他】 ①助成対象は①～④以外にもありますのでお問合せください。
②支給要件によっては、他の書類が必要になる場合があります。
- 【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

②児童扶養手当

離婚、死亡などで父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）、または父親もしくは母親に重度の障害がある児童（18 歳未満の年度末まで）の父親、母親、養育者が対象です。

一定の所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

- 【手続き場所】 福祉健康課厚生係
- 【助成対象】 ①父母が離婚
②父または母が死亡
③父または母が重度の障害の状態（身体障害者手帳 1、2 級程度）
④婚姻によらないでの出生 など
- 【必要書類】 ①支給要件児童の属する世帯全員の住民票
②申請者及び支給要件児童の全部事項証明書（個人事項証明書）
③所得証明書
④申請者名義の口座番号（児童扶養手当の振込先）
- 【支給月】 4 月、8 月、12 月の年 3 回
- 【その他】 ①助成対象は①～④以外にもありますのでお問合せください。
②必要書類は①～④以外に申請時にお渡しします。
- 【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

③ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭などの親や高校生などが、病院などで保険診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を一部助成します。

一定の所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課厚生係

【助成対象】 ①児童を監護しているひとり親家庭の母または父
②両親がいない児童などを養育している養育者
③ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童で、
18歳に達した日の属する年度の末日（障がいがある場合は20歳未満）までの者

【対象除外】 ①所得が限度額を超えている場合
②生活保護を受けている場合
③児童福祉施設（母子生活支援施設は除く）などに措置により入所している場合

【必要書類】 ①申請者（生計の主の方）と生まれたお子さんの保険証
※申請時に保険証がない場合は、後日お持ちください。
②申請者の印鑑
③所得証明書
※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

★障害のあるお子さんへの支援★

①特別児童扶養手当

重い障害のある20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。
一定の所得制限等がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【助成対象】 重度、中度の障害のある児童を扶養している方

【必要書類】 ①支給要件児童の属する世帯全員の住民票
②申請者及び支給要件児童の全部事項証明書（個人事項証明書）
③身体障害者手帳または愛の手帳
④特別児童扶養手当認定診断書
⑤所得証明書

⑥申請者名義の口座番号（特別児童扶養手当の振込先）

【支給月】 4月、8月、11月の年3回

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

②障害児福祉手当

身体または知的（精神）に重度の障害のある20歳未満の方に支給します。
一定の所得制限等がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 八丈支庁総務課福祉係

【助成対象】 重度の障害のある20歳未満の方

【必要書類】 詳細はお問合せください。

【支給月】 5月、8月、11月、2月の年4回

【お問合せ先】 八丈支庁総務課福祉係 TEL 04996-2-1111

③重度心身障害者手当

重度の障害のある方に支給します。
一定の所得制限等がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課障がい福祉係

【助成対象】 重度の障害のある児童を扶養している方

【必要書類】 詳細はお問合せください。

【支給月】 申請のあった月の分から毎月

【お問合せ先】 福祉健康課障がい福祉係 TEL 04996-2-5570

④児童育成手当（障害手当）

身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3級程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の障害を有する20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。
一定の所得制限がありますので、詳細はお問合せください。

【手続き場所】 福祉健康課厚生係

【助成対象】 ①身体障害者手帳1、2級程度の身体障害児

②愛の手帳1～3級程度の知的障害児

③脳性まひ、進行性筋萎縮症の障害を有する児童

【必要書類】 ①支給要件児童の属する世帯全員の住民票

②所得証明書

※その年の1月1日に住所が八丈町にない方のみ必要です。

③申請者名義の口座番号（児童育成手当の振込先）

④支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書

【支給月】 6月、10月、2月の年3回

【その他】 支給要件によっては、他の書類が必要になる場合があります。

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

6 お子さんを預けたいとき



★子ども・子育て支援新制度における『保育の必要性の認定』について

新制度の対象となる施設を利用するためには『保育の必要性の認定』を受けていただきます。認定を申請する方法は、認定区分によって異なります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	3～5歳で保育の必要性なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳で保育の必要性あり	認可保育園
3号認定	0～2歳で保育の必要性あり	認可保育園

※ 2号、3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間（1日11時間まで）」もしくは、「保育短時間（1日8時間まで）」の2種類に区分されます。

(1) 町立保育園（認可保育園）

保護者の就労や病気など、ご家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育します。申込み方法などの詳細は、お問合せください。

【利用対象】 0歳児（満6か月以上）～就学前のお子さん

【保育時間】 標準時間 7:30～18:30

短時間 8:30～16:30

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

★保育園一覧★

保育園名	0歳保育受入可能月齢	所在地	電話番号
むつみ保育園	×	三根 1763 番地	04996-2-0729
むつみ第二保育園	×	三根 505 番地 1	04996-2-2421
若草保育園	×	大賀郷 71 番地	04996-2-0724
あおぞら保育園	満6ヶ月以上	中之郷 2612 番地 1	04996-7-0083

★保育園定員数★

保育園名	定員数					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
むつみ保育園	×	6名	6名	20名	30名	30名
むつみ第二保育園	×	6名	12名	20名	30名	30名
若草保育園	×	6名	6名	20名	30名	30名
あおぞら保育園	8名	6名	6名	20名	30名	30名

※ 定員は、在園児を含んだ人数のため、募集人数ではありません。

(2) 一時的な預かり

①一時保育

保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合にお子さんを一時的に保育します。

【利用対象】 町内在住で集団保育が可能な満1歳～就学前のお子さん

【利用回数】 1日最大4時間、週3日まで（利用園ごと）

【標準保育料】 1時間350円

【利用定員】 同時刻に3名まで

【利用時間】 平日9時～17時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。）

【その他】 ご利用には利用する保育園への事前登録が必要です。

【お問合せ先】 直接下記保育園へご連絡ください。

実施保育園	所在地	電話番号
むつみ保育園	三根 1763 番地	04996-2-0729
あおぞら保育園	中之郷 2612 番地 1	04996-7-0083

②一時預かり事業

保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合にお子さんを一時的に保育します。

【利用対象】 町内在住の満1歳～就学前のお子さん

- 【利用回数】 1日最大4時間、週2日まで
- 【標準保育料】 1時間350円
- 【利用定員】 同時刻に3名まで
- 【利用時間】 平日8時45分～17時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。）
- 【その他】 ご利用には2日前までの一時預かり利用登録と申込みが必要です。
- 【お問合せ先】 子ども家庭支援センター TEL 04996-2-4300

③ファミリーサポート事業

子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）と、お手伝いを頼みたい方（利用会員）がそれぞれファミリーサポートの会の会員となり、地域で子育ての助け合いを行います。

- 【援助対象】 概ね生後6か月～10歳未満
- 【手続き場所】 八丈町子ども家庭支援センター
- 【主な援助内容】
 - 保育園などへの送迎
 - 保育園終了後や学校の放課後などの預かり
 - 保護者の病気や外出、何らかの用事がある際の預かり
 ただし、家事援助や宿泊を伴う援助活動はできません。
- 【事前打合せ】 申込み後に、提供会員を探し、面談（事前打合せ）を行います。
- 【援助報酬】

活動日	活動時間帯	援助報酬 (一人1時間につき)
平日 (月～金)	8時～17時	700円
	上記以外の時間	900円
土曜、日曜、祝日及び 年末年始 (12月29日～1月3日)	終日	900円

- 【その他】
 - 1時間から利用可能です。
 - 援助活動に要した交通費や食事代などの実費は利用会員の負担となります。
 - 報酬の支払いは、会員相互で行います。
 - 上記に記載されていないことなどの詳細はお問合せください。
- 【お問合せ先】 子ども家庭支援センター TEL 04996-2-4300

7 子ども家庭支援センター



子育ては親だけの力でやろうとすると壁にぶつかりやすいものです。地域にある身近なサービスを利用すると子育ての大変さを軽減することができます。

子ども家庭支援センターは、18歳未満のお子さんや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、交流ひろばや一時預かり事業などを行っています。

(1) 交流ひろば

親子を対象にふれあいの場、交流の場として屋内ひろばを開放しています。また、毎週水曜日 10時30分から催しを実施しています。

【開 放 日 時】 月曜日～金曜日：8時45分～17時（祝日は除く）
毎月第二土曜日：9時～正午

【対 象】 0歳～未就学児

【利 用 方 法】 子ども家庭支援センターでの利用登録が必要です。

【利 用 料】 無料

【注 意 事 項】 ①おさんは保護者の方が見守ってください。
②おやつや食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
③飲み物は保護者の方がご用意ください。
④ごみやオムツ等はお持ち帰りください。
⑤ご自宅のおもちゃ等の持ち込みはご遠慮ください。
⑥貴重品はご自身で責任をもって管理してください。

(2) 一時預かり事業／ファミリーサポート事業

「6 おさんを預けたいとき」をご確認ください。

(3) 育児・児童相談

育児中の方やお子さん自身からの様々な相談に相談員が応じます。相談内容の秘密は守られます。

【お問 合 せ 先】 子ども家庭支援センター Tel. 04996-2-4300

8 お子さんの就学



入学に向けて、小学校・中学校のことをご紹介します。

(1) 小・中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
三根小学校	三根 341 番地	04996-2-0226
大賀郷小学校	大賀郷 15 番地	04996-2-0033
三原小学校	中之郷 2474 番地	04996-7-0017
富士中学校	三根 4655 番地 1	04996-2-0244
大賀郷中学校	大賀郷 3073 番地	04996-2-0127
三原中学校	中之郷 2474 番地	04996-7-0057

(2) 小学校入学までの流れ

小学校入学までの流れを紹介します。

詳細については、お問合せください。

- 11月中旬～ 就学児健診の受診
- 1月中旬～ 入学通知書の送付
- 1月下旬～ 各学校での入学説明会
- 4月 入学式

【お問合せ先】 教育課庶務係 TEL 04996-2-7071

(3) 中学校入学までの流れ

中学校入学までの流れを紹介します。
詳細については、お問合せください。

1 月中旬～	入学通知書の送付
2 月上旬～	各学校での入学説明会
4 月	入学式

【お問合せ先】 教育課庶務係 TEL 04996-2-7071

(4) 就学援助制度

小・中学校の就学に経済的な理由でお困りの方へ学用品費や給食費などの援助を八丈町が行う制度です。

【お問合せ先】 教育課庶務係 TEL 04996-2-7071

(5) 就学相談

心とからだの発達に課題があると思われるお子さんの就学相談を行っています。子どもの立場に立って、どのような教育を受けることが適切かなどを助言しています。

【お問合せ先】 教育相談室 TEL 04996-2-0591

【利用時間】 毎週火・金曜日 8時30分～17時（祝日、年末年始除く。）

(6) 指定校変更

八丈町教育委員会では、住民基本台帳に基づく住所により就学すべき学校を指定していますが、保護者の申請理由が基準に該当し、就学校の変更が相当と認められる場合、指定された学校を変更することができます。

【お問合せ先】 教育課庶務係 TEL 04996-2-7071

9 八丈町放課後子どもプラン



子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があるため、八丈町では下記 2 つの事業を「八丈町放課後子どもプラン」として実施しています。

(1) がじゅまる広場

地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツや文化活動など活動を通して、地域住民との交流活動等を実施するものです。

- 【実施施設】 町立三根小学校、町立大賀郷小学校、町立三原小学校
- 【対象】 全校児童
- 【実施日】 平日（土日祝日、長期休業中、学校振替日などは実施しません。）
- 【実施時間】 放課後～16時30分（3月～10月）
放課後～16時00分（11月～2月）
※三原小学校においては、通年で16時00分までとなります。
- 【定員】 原則として設けません。
- 【お迎え】 必要ありません。
- 【申込方法】 入会申請書を提出
- 【利用料】 無料
- 【おやつ】 なし
- 【出欠確認等】 児童名簿一覧による確認
- 【お問合せ先】 教育課生涯学習係 TEL 04996-2-7071

(2) とびっこクラブ

保護者が就労などのため、放課後家庭で保育・育成にあたることのできない世帯の小学校児童に健全な遊びや生活の場を提供するところです。

- 【実施施設】 町立三根小学校、町立大賀郷小学校、町立三原小学校
- 【対象】 町内の小学校に通学し、保護者と児童の状況が入会要件に該当している者
- 【実施日】 平日、土曜日（長期休業中、学校振替日なども実施）
- 【実施時間】 放課後～18時00分

※長期休業中などは8時30分～18時00分までとなります。

【定 員】 町立三根小学校 40名

町立大賀郷小学校 38名

町立三原小学校 21名

※平成31年度までは、要件に該当し保育が必要と判断される場合は、定員を超えても受け入れます。

【お 迎 え】 保護者のお迎えが必要です。

【申 込 方 法】 入会申請書、保護者の就労証明書等を提出

【利 用 料】 1日300円

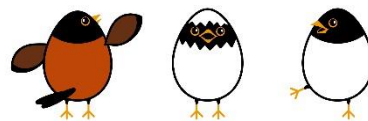
【お や つ】 あり

【出欠確認等】 児童名簿一覧による確認及び連絡帳

【注 意 事 項】 土曜日については、土曜登録が承認された方のみとなります。

【お問合せ先】 福祉健康課厚生係 TEL 04996-2-5570

10 遊ぼう・楽しもう



(1) 公園

- ①東京都立植物公園（遊具有）
- ②底土園地
- ③底土野営場
- ④南原園地
- ⑤大湊浦園地
- ⑥登龍園地
- ⑦大賀郷園地
- ⑧護神山公園
- ⑨底土海浜公園
- ⑩南原スポーツ公園
- ⑪神湊児童遊園地（遊具有）
- ⑫稲葉児童遊園地（遊具有）
- ⑬八重根児童遊園地（遊具有）
- ⑭大里児童遊園地（遊具有）
- ⑮樫立児童遊園地（遊具有）

(2) コミュニティセンター

ボウリング場（4レーン）、テニスコート（2面）、体育館、図書館を併設した施設です。

①ボウリング場

- 【利用時間】 10時～20時30分
【レーン数】 4レーン
【利用料金】 1ゲーム300円／11枚綴り回数券3,000円
【休館日】 毎週月曜日、年末年始
※月曜日が休日の場合は開館

②テニスコート

- 【利用時間】 9時～20時30分
【施設内容】 砂入り人工芝2面（夜間照明あり）
【利用料金】 （利用料）1面600円／時間 （照明料）1面200円／時間
【休館日】 毎週月曜日、年末年始
※月曜日が休日の場合は開館

③体育館

- 【利用時間】 9時～20時30分
- 【施設内容】 砂入り人工芝
- 【利用料金】 1面500円/時間（貸切）
- 【休館日】 毎週月曜日、年末年始
※月曜日が休日の場合は開館

【お問合せ先】 八丈町コミュニティセンター TEL 04996-2-0797

(3) 図書館

コミュニティセンターの1階にある図書館は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方に楽しくご利用いただける施設です。奥には児童書の部屋があり、じゅうたんコーナーもあって小さな子どもと一緒にゆっくりと本が楽しめます。

また、毎月おはなし会などの読み聞かせを実施しています。

- 【開館時間】 9時30分～17時
- 【休館日】 毎週月曜日、祝日、館内整理日（毎月最後の平日）、年末年始
特別整理期間

【お問合せ先】 八丈町立図書館 TEL 04996-2-0797

(4) 南原スポーツ公園

サッカー場、野球場、芝生広場、展望エリア、ジョギングコースが設置されています。芝生広場（壁打ち練習板、あづまや）、展望エリア、ジョギングコースについては予約及び利用料は不要です。詳細は、お問合せください。

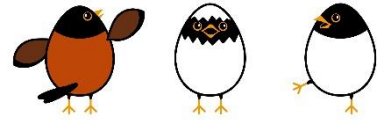
【お問合せ先】 八丈町コミュニティセンター TEL 04996-2-0797

(5) 園庭開放

保育園では、子育て支援の一環として園庭開放を行っています。これから保育園への入園をお考えのお子さんを持つ保護者の方や小学生が利用できます。

実施内容の詳細については、各保育園にお問合せください。

11 各種連絡先



(1) 町役場（本庁舎） 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

住 民 課（住民係、医療年金係）	電話 04996-2-1123
福祉健康課（厚生係、障がい福祉係、保健係）	電話 04996-2-5570
教 育 課（庶務係、生涯学習係）	電話 04996-2-7071
子ども家庭支援センター	電話 04996-2-4300

(2) 町立八丈病院 〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 26 番地 11
電話 04996-2-1188

(3) 八丈町コミュニティセンター・町立図書館
〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 26 番地 6
電話 04996-2-0797

(4) 保育園・学校

むつみ保育園 〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 1763 番地
電話 04996-2-0729

むつみ第二保育園 〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 505 番地 1
電話 04996-2-2421

若草保育園 〒100-1401 東京都八丈島八丈町大賀郷 71 番地
電話 04996-2-0724

あおぞら保育園 〒100-1623 東京都八丈島八丈町中之郷 2612 番地 1
電話 04996-7-0083

三根小学校 〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 341 番地
電話 04996-2-0226

大賀郷小学校 〒100-1401 東京都八丈島八丈町大賀郷 15 番地
電話 04996-2-0033

三原小学校 〒100-1623 東京都八丈島八丈町中之郷 2474 番地
電話 04996-7-0017

富士中学校 〒100-1511 東京都八丈島八丈町三根 4655 番地 1
電話 04996-2-0244

大賀郷中学校 〒100-1401 東京都八丈島八丈町大賀郷 3073 番地
電話 04996-2-0127

三原中学校 〒100-1623 東京都八丈島八丈町中之郷 2474 番地
電話 04996-7-0057

はちじょう子育てガイド

発行：平成 28 年 4 月

編集：八丈町福祉健康課

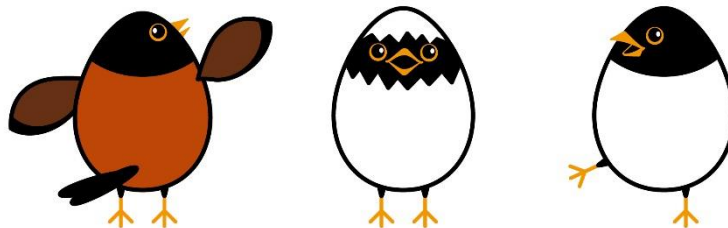
〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

電話 04996-2-5570

F A X 04996-2-7923

ガイドのデータは、平成 28 年 4 月現在のものです。

その後、制度内容に変更がある場合がありますので、ご了承ください。



花と緑と温泉の
井ノ待ノ湯草の

八丈島